

**平成27年度
第1回大分県自立支援協議会**

**日時：平成27年10月21日（水）
場所：大分県庁舎 本館12会議室**

大分県福祉保健部障害福祉課

目 次

議題 1	大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について	1
議題 2	第 3 期大分県障がい福祉計画の達成状況及び 第 4 期大分県障がい福祉計画の主な取組について	9
議題 3	障害者差別解消法の施行について	23
議題 4	障がい者支援の課題	33
議題 5	情報提供	35

議題 1

大分県自立支援協議会及び 市町村自立支援協議会の取組について

平成26年度市町村自立支援協議会の成果

- 大分市 グループホームの空き状況を市のホームページに掲載【生活支援部会】
社会資源ガイドブックの情報更新【就労支援部会】
- 別府市 放課後等デイ、日中一時のリーフレットを作成【障がい児支援部会】
別府市福祉まつりの会場清掃活動【当事者部会】
- 中津市 障がい者就職面接会の開催【就労支援部会】
しせつの参観日(障がい者福祉施設見学)の開催【就労支援部会】
- 日田市 くりえいたす(専門部会)の定期的開催
障害福祉サービス事業所案内のパンフレット作成にかかる
予算要求【就労部会】
- 佐伯市 障がい者が求める生活環境のアンケート集計・分析【地域生活支援部会】
障害者差別解消法に関する佐伯市の課題抽出・研究
- 臼杵市 SOSボードの配布、掲示【地域生活部会】
- 津久見市 事例検討及びサービス等利用計画の研修会
- 竹田市 ケーブルテレビで事業所や商品の紹介【就労支援部会】
利用者間交流会の実施【地域生活支援部会】

- 豊後高田市 障害福祉計画について
- 杵築市 相談機関及び相談支援事業所との情報交換
- 宇佐市 医療的ケアが必要な児童の支援について、ニーズ把握のアンケート実施
【療育・教育支援部会】
公共施設・公共機関のバリアフリーについて【地域生活支援部会】
- 豊後大野市 発達障がいや触法障がい者等の地域移行に関する学習会【成人の部】
移動支援についての検討、長期休暇支援事業について【児童の部】
- 由布市 協議会の運営方法や困難事例の検討について
- 国東市 当事者の方と余暇、レクリエーションの活動を企画・運営
【イベント等企画部会】
地域移行啓発パンフレットの作成【地域移行支援部会】
- 日出町 YOU&あいサンフェスタの開催(杵築市・国東市と共同)

- 九重町 }
○玖珠町 } 居住の場の確保について【住むこと部会】
障害福祉サービス事業所の説明及び紹介【広報部会】

専門部会の設置状況

(H27.4.1現在)

東部					中部				南部	豊肥		西部			北部		
別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市
就労支援部会		相談窓口部会		日出町就労支援部会	生活支援部会	就労部会	地域環境部会	子ども部会	地域生活支援部会兼合同部会	就労支援部会	在宅当事者部会【成人】	住むこと部会 就労部会	住むこと部会		就労支援部会	地域移行・定着部会	地域生活支援部会
障がい児支援部会		就労支援部会			就労支援部会	地域生活部会	地域生活部会	くらし支援部会	子ども支援部会	地域生活支援部会	在宅当事者部会【児童】		広報部会	地域生活支援部会	就労支援部会	就労支援部会	
当事者部会		イベント等企画部会			子ども部会	相談支援部会	児童部会	しごと支援部会	就労支援部会		施設部会	療育部会			相談支援部会	障がい児部会	療育教育支援部会
地域移行・地域定着支援部会		地域移行支援部会				児童部会	就労支援部会		権利擁護虐待防止部会		相談支援部会	移送・防災部会			子ども部会		相談支援部会
									サービス等利用計画部会			相談部会					課題抽出会議
												くりえいたす					自立支援協議会運営会議

平成26年度市町村自立支援協議会の開催回数

(H27.4.1現在)

	東部					中部				南部	豊肥		西部			北部		
	別府市	杵築市	国東市	姫島村	日出町	大分市	臼杵市	津久見市	由布市	佐伯市	竹田市	豊後大野市	日田市	九重町	玖珠町	中津市	豊後高田市	宇佐市
全体会	4	2	1		2	2	3	3	3	2	2	2	3	2	2	2	3	3
定例会	12	12	3		12					2		9	6	4	5			3
事務局会議	12		11				3	3	5	3	12	2	12	5	5	13		36
専門部会	19		32		2	4	46	16		59	13	22	9	5		18		42

平成26年度大分県自立支援協議会 開催状況等について

■平成26年度市町村自立支援協議会担当者会議(H26. 5. 27)

【議題】

- (1) 自立支援協議会の開催状況等について
 - ・平成25年度大分県自立支援協議会の開催状況について
 - ・市町村自立支援協議会の開催状況等について
- (2) 県地域移行専門部会の設置について
- (3) 県内アドバイザー制度について
- (4) その他

■第1回大分県自立支援協議会(H26. 9. 2)

【議題】

- (1) 市町村及び大分県自立支援協議会の取り組み
 - ・市町村自立支援協議会の取り組み
 - ・大分県自立支援協議会の取り組み
 - ・地域移行専門部会及び精神障がい者地域移行ワーキングの取り組み
- (2) 大分県障がい福祉計画（第3期）の進捗状況及び
大分県障がい福祉計画（第4期）の策定
- (3) 重度心身障がい児者の地域生活支援

【報告】

- (1) サービス等利用計画の進捗状況
- (2) 平成26年度大分県障がい福祉計画関係研修計画

■第1回地域移行専門部会(H26. 7. 22)

【次第】

- (1) 障害福祉課長あいさつ
- (2) 部会長及び部会長代行の選任について
- (3) 地域移行専門部会の設置目的及び県内の地域移行の現状等
- (4) 意見交換

■第2回地域移行専門部会(H26. 11. 6)

【議題】

- (1) 精神障がい者地域移行ワーキングの報告
- (2) 支援制度の紹介及び参考事例の紹介
- (3) 住居確保に関する意見交換（対応事例の紹介等）
- (4) 住居確保に関する当部会としての重点課題の確認
- (5) その他

■第3回地域移行専門部会(H27. 2. 9)

【議題】

- (1) 自立支援協議会と不動産関係団体との意見交換会の報告
- (2) 精神障がい者地域移行ワーキング・精神障がい者地域移行・地域定着促進研修会の報告
- (3) 地域移行の推進に向けた方向性の検討

■第2回大分県自立支援協議会(H26. 12. 15)

【議題】

- (1) 大分県障がい福祉計画（第4期）の策定について
- (2) 地域移行専門部会及び精神障がい者地域移行ワーキングの報告
- (3) その他報告事項
 - ・障害福祉課主催の会議及び研修の報告
 - ・サービス等利用計画の進捗状況（9月時点）
 - ・ダイレクトBの今後の取扱いについて
 - ・地域生活支援拠点の概要について

■大分県自立支援協議会と不動産関係団体との意見交換会(H26. 12. 15)

【議題】

- (1) 挨拶
- (2) 大分県居住支援協議会の概要について
- (3) 高齢者住宅財団による家賃債務保証制度について
- (4) 障がいの住まいと住まい方の実態調査結果について
- (5) 障がいの住まいに係る意見交換会

平成27年度大分県自立支援協議会 開催状況等について

■障がい者虐待防止対策連携会議(H27. 7. 15)

【議題】

- (1) 障がい者虐待防止対策支援事業について
- (2) 事例検討
- (3) 大分県の取組について

■自立支援協議会担当者会議(H27. 7. 2)

【議題】

- (1) 自立支援協議会の開催状況等について
- (2) 地域移行支援における取組について
- (3) 地域生活定着支援センターの概要について
- (4) その他情報提供

■第1回地域移行専門部会(H27. 8. 3)

【次第】

- (1) 地域移行専門部会の協議内容の報告と今後の方向性について
- (2) 精神障がい者地域移行ワーキングの協議内容について
- (3) 地域移行支援に関する県内アドバイザー制度について

平成27年度 大分県 障がい福祉関係 研修スケジュール

平成27年10月21日現在

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	申し込み・問い合わせ先 (県の担当班等)	参加者数
障がい児(者)施設等職員研修	(内容) (1日目) ・「障害者差別解消法について」 ・「障害者虐待防止について」 (2日目) ・「障がい者の性について」 (対象者) ・障害者支援施設等において施設サービスに従事する職員(旧法における居宅サービスに従事する職員を除く)	平成27年9月17日(木) 平成27年9月18日(土)	大分県社会福祉介護研修センター	大分県社会福祉介護研修センター 097-552-6888	-
相談支援従事者初任者研修	(内容) 障害者総合支援法の概要、計画作成とサービス提供プロセス、相談支援の基本姿勢について (対象者) ・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援・地域定着支援) ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【2日間のみ】	平成27年8月27日(木) 平成27年8月28日(金) 平成27年9月12日(土) 平成27年10月29日(木) 平成27年10月30日(金)	大分県社会福祉介護研修センター	県障害福祉課自立支援班 097-506-2731	募集 210人
相談支援従事者現任研修	(内容) 障がい者福祉の動向、地域生活支援事業、相談支援の基本姿勢及びプロセス、障がい者ケアマネジメントの実践について等 (対象者) ・相談支援専門員(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援・地域定着支援)	平成27年11月11日(水) 平成27年11月28日(土) 平成27年11月29日(日)	大分県社会福祉介護研修センター	県障害福祉課自立支援班 097-506-2731	募集 100人

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	申し込み・問い合わせ先 (県の担当班等)	参加者数
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	(内容) 主にサービス管理責任者として従事している者、従事する予定の者を対象に、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行う。 (対象者) ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になる者 ・相談支援従事者初任者研修の共通講義2日間を受講した者	・共通講義 平成28年1月8日(金) ・各分野 ①就労 平成28年1月14日(木)15日(金) ②地域生活(知的・精神) 平成28年1月18日(月)19日(火) ③介護 平成28年1月20日(水)21日(木) ④地域生活(身体) 平成28年1月16日(土)17日(日) ⑤児童発達支援管理責任者 平成28年2月4日(木)5日(金)	大分県庁	障害福祉課自立支援班 097-506-2731	募集 ・共通200名 ・各分野 就労 65名 知精 65名 介護 65名 身体 35名 児童 45名
相談支援従事者専門コース別研修	(内容) 主に相談支援業務に従事している者を対象に、より専門的な知識・技術を習得するため、年間4コース程度を実施 (対象者) ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	①計画相談と相談支援体制のあり方 平成27年9月11日(金) ②災害時の支援体制 平成27年10月8日(木) ③未定 ④未定	①大分県総合社会福祉会館 ②大分県社会福祉介護研修センター ③未定 ④未定	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725	①96名 ② 名 ③- ④-
虐待防止・権利擁護研修	(内容) ①共通研修 障害者虐待防止法について、成年後見制度について等 ②相談窓口職員コース 就労系事業所における使用者虐待の発見と対応、虐待の解消と本人の自立支援及び養護者支援等 ③施設等職員コース 虐待防止の体制づくり、虐待防止マネージャーの役割等 (対象者) ・全事業所 ・市町村	①共通研修 平成27年11月24日(火) ②相談窓口職員コース 平成27年12月10日(木) ③施設等職員コース 平成27年12月11日(金)	大分県社会福祉介護研修センター	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725	①- ②- ③-
障害支援区分認定調査員・市町村審査委員会研修会	(内容) ・障害支援区分について、市町村審査会について ・医師意見書について、認定調査について (対象者) ・障害支援区分認定調査員、障害支援区分認定事務市町村担当者	未定	未定	県障害福祉課自立支援班 097-506-2731	
障がい児通所支援事業療育担当職員基礎研修	(内容) ・障がい児療育の基礎や実践に関する基礎研修 (対象者) ・障がい児通所支援事業所において療育を担当する職員	平成27年12月1日(火)	大分県社会福祉介護研修センター 302	障害福祉課障害児支援班 097-506-2745	-

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	申し込み・問い合わせ先 (県の担当班等)	参加者数
強度行動障害支援者 養成研修 (基礎研修・実践研修)	(内容) ・行動支援に係る制度 ・行動支援利用者の障がい特性及び障がい理解 ・支援計画の作成 (対象者) ・知的障がい、精神障がいのある児者の支援者等	(基礎研修) 平成27年12月4日(金) 平成27年12月8日(火) (実践研修) 未定	大分県社会福祉介護 研修センター	障害福祉課自立支援班 097-506-2731	募集 各100名
障がい者(児)居宅介 護従事者養成研修	(内容) ・障がい福祉について ・障がい者(児)の介護の実際～基本的視点と信頼関係作り～ ・認知症と精神疾患の理解 ・精神障がい者とともに活動することは～生活支援活動の実践 より～ ・認知症、精神障がい者へのホームヘルプサービス支援～あな たにもできること、あなたにしかできないこと～ (対象者) ・介護保険法に基づく訪問介護員養成研修修了者であって、現 に居宅介護等事業に従事し、勤務する事業所の推薦を受けた者	平成27年9月26日(土) 平成27年10月4日(日)	大分県社会福祉介護 研修センター	大分県社会福祉 介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立支援班)	募集 80名
身体障害者相談員・知 的障害者相談員合同 研修会	(内容) 障がい者の日常的相談援助活動にあたる身体障害者相 談員及び知的障害者相談員が障がい者の人権や財産に 対する侵害事案等の早期発見や関係機関等への情報提 供、日常的相談援助活動のためのネットワーク形成などが 円滑にできるよう、具体的な事例を用いた研修を行い、相 談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。 (対象者) ・身体障害者相談員、知的障害者相談員 ・市町村担当職員・管轄内の相談支援事業所 ・大分県身体障害者福祉協会 ・大分県手をつなぐ育成会 ・管轄内の障がい福祉サービス事業所 等	東部 (平成27年11月26日) 中部 未定 南部 未定 豊肥 (平成28年2月4日) 西部 未定 北部 未定	東部 (日出町保健福祉セン ター) 中部 未定 南部 未定 豊肥 (竹田総合庁舎) 西部 未定 北部 未定	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725	-
盲ろう者通訳・介助 員養成研修	(内容) ・単独での情報入手や外出移動が困難な状況にある盲ろ う者の自立と社会参加の推進のために、情報保障及び移 動介助を行う通訳介助員の養成を行う。 (対象者) ・手話通訳者、点訳奉仕員、要約筆者、移動介護従事者 (ガイドヘルパー)	必修科目 平成27年11月28日(土) 11月29日(日) 平成28年1月30日(土) 1月31日(日) 2月6日(土) 2月7日(日) 選択科目 平成28年2月13日(土) 2月14日(日) 2月27日(土) 2月28日(日)	大分県聴覚障害者セン ター	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725	-

議題 2

**第 3 期大分県障がい福祉計画の達成状況及び
第 4 期大分県障がい福祉計画の主な取組について**

大分県障がい福祉計画(第3期)の達成状況について

ア 障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援

① 入所施設からの地域移行

【 数値目標及び実績 】 達成率 82.8%				国の指針
対象者(平成17年10月1日現在の施設入所者)	2,224	人		平成26年度末において、計画策定時(H17.10.1現在)の施設入所者数の『3割以上』が地域生活へ移行する。
【目標】H26年度末までの地域生活移行者数(H18~H26)	436	人	(19.6%)	
【実績】H26年度末までの地域生活移行者数	361	人	(16.2%)	

◎ 地域生活移行者数の推移

(単位:人)

年度	第1期			第2期			第3期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地域生活移行者数	31	47	41	71	31	39	32	32	37
H18年度からの累計	31	78	119	190	221	260	292	324	361

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

地域生活への移行者数は、目標に対して82.8%の達成状況となっています。これは、本県では障がい者が住みやすいアパートなどの住まいの場といったハード面の整備や緊急時のバックアップや地域の理解などのソフト面での環境がまだ十分でないことが理由と考えられます。

今後の対応として、ハード面ではグループホームなどの住まいの場を一層拡充していくとともに、民間住宅などの活用も進めていく必要があります。また、ソフト面では家族や地域等の理解の促進を進めるとともに、安心して地域生活が送れるよう医療機関や相談支援事業所などが連携した相談支援体制を整備していく必要があります。

② 施設入所者削減数

【 数値目標及び実績 】 達成率 72.3%				国の指針
対象者(平成17年10月1日現在の施設入所者)	2,224	人		平成26年度末において、計画策定時(H17.10.1現在)の施設入所者数を『1割以上』削減する。
【目標】H26年度までの削減数	△292	人	(13.1%)	
【実績】H26年度までの削減数	△211	人	(9.5%)	

◎ 施設入所者削減数の推移

(単位:人)

年度	H17.10.1(A)	H22.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1(B)	A-B (C)
施設入所者数	2,224	2,073	2,005	2,006	1,985	2,013	211

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

施設入所者削減数は、目標に対して72.3%の達成状況となっています。これは、本県では施設入所の待機者がある程度(7月末時点待機者数310名)存在することが理由と考えられます。

今後の対応として、待機者について入所施設が最善なのか等詳細に検討していく必要があります。

③ 精神科病院からの地域移行

【 数値目標及び実績 】 達成率 91.5%				国の指針
入院1年未満の退院率(平成20年度)	65.0	%		平成26年度における平均退院数を(平成20年度値)より7%相当分増加させる。
【目標】入院1年未満の退院率(平成26年度)	69.6	%	(+7.0%)	
【実績】入院1年未満の退院率(*平成26年度)	63.7	%	(-2.0%)	

【 数値目標及び実績 】 達成率 100%				国の指針
入院5年以上かつ65歳以上の退院者数(平成20年度)	180	人		平成26年度における平均退院数を(平成20年度値)より20%相当分増加させる。
【目標】入院5年以上かつ65歳以上の退院者数(平成26年度)	216	人	(+20.0%)	
【実績】入院5年以上かつ65歳以上の退院者数(平成26年度)	216	人	(+20.0%)	

【 数値目標及び実績 】 達成率43.8%		
地域移行支援等による地域移行対象者	192	人
【目標】上記のうち地域移行者数(平成24～26年度)	96	人
【実績】上記のうち地域移行者数(平成24～26年度)	42	人

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

精神科病院からの地域移行は、入院5年以上かつ65歳以上の者については、目標どおりとなっていますが、1年未満の退院率は目標を5.9ポイント下回り、地域移行支援等の利用による地域移行者数も目標に対して43.8%に止まるなど、あまり進んでいない状況です。その理由としては、第一に、保護者不在又は高齢など家族の事情や受入れ拒否があること、第二にアパート等を契約する上での家主や仲介業者の精神障がいに対する理解不足や保証人・保証制度などの問題、第三に夜間休日の医療や相談など地域で暮らすための安心につながる体制の不十分さ等の理由が考えられます。

今後は、家族や家主を含め地域の理解を得るための啓発活動や安心できる相談支援体制、緊急時の対応等の充実などの取組を進め、入院が長期化する前の退院率を上げていく必要があります。

④ 相談支援従事者養成数

【数値目標及び実績】 達成率 100.4%

相談支援従事者養成数(平成23年3月31日現在)	1,150	人	
【目標】相談支援従事者養成数(平成27年3月31日現在)	1,644	人	(1.43倍)
【実績】相談支援従事者養成数(平成27年3月31日現在)	1,651	人	(1.44倍)

◎ 相談支援従事者養成数の推移 (単位:人)

年 度	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31
相談支援従事者養成	1,150	1,256	1,369	1,514	1,651

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

相談支援従事者養成数は、目標人数を達成していますが、養成研修修了者が相談支援に従事しないケースもあるため、今後も引き続き養成していく必要があります。

【参考】グループホーム、ケアホームのサービス見込み量

【数値目標及び実績】 達成率 100%

サービス量(平成22年度)	852	人	
【目標】サービス量(平成26年度3月実績)	1,307	人	(1.53倍)
【実績】サービス量(平成26年度3月実績)	1,314	人	(1.54倍)

◎ グループホーム・ケアホームのサービス量の推移 (単位:人)

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
グループホーム	673	690	793	880	1,314
ケアホーム	179	201	262	303	—
合計	852	891	1,055	1,183	1,314

イ 障がい者の就労促進

⑤ 福祉施設からの一般就労への移行

【数値目標及び実績】	達成率 98.9%	国の基本指針	
年間一般就労移行者数(平成17年度)	23	人	平成26年度中に福祉施設から一般就労する者を、平成17年度実績の『4倍以上』とする。
【目標】年間就労移行者数(平成26年度)	92	人	
【実績】年間就労移行者数(平成26年度)	91	人	

◎ 福祉施設からの一般就労者数の推移

(単位:人)

年度	第1期			第2期			第3期		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年間一般就労移行者数	36	60	64	64	72	87	86	88	91
目標達成率	39.1%	65.2%	69.6%	69.6%	78.3%	94.6%	93.5%	95.7%	97.8%

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

就労移行者数は、目標人数にわずかに達しませんでした。県内6圏域に設置した障害者就業・生活支援センターや労働局(ハローワーク)等関係機関の連携した取組の結果、目標数値に近いものとなりました。第4期計画でも平成29年度に172人の目標を設定しており、今後も取組を継続していく必要があります。

⑥ 障がい者雇用率全国順位

【数値目標及び実績】	達成率 97.9%	【参考】	
障がい者雇用率(平成23年度)	6	位	身体1.65(1位)、知的0.29(40位)、精神0.06(17位)
【目標】障がい者雇用率(平成26年度)	1	位	
【実績】障がい者雇用率(平成26年度)	2	位	【参考】 身体1.70(1位)、知的0.47(26位)、精神0.11(22位)

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

障がい者雇用率全国順位は、目標の1位には届きませんでしたが、就労継続支援A型事業所の整備促進などに取り組んだ結果、6位から2位へ上昇しました。

今後の対応としては、全国1位の身体障がい者に比較し知的及び精神障がい者の雇用が遅れているため今後も社会福祉法人等への働きかけなどの取組を進め目標達成を目指していく必要があります。

⑦ 平均工賃月額

【数値目標及び実績】	達成率 106.3%	月額	時給	
平均工賃(平成22年度)	14,059	177	円	
【目標】平均工賃(平成26年度)	15,179	191	円	(1.08%)
【実績】平均工賃(平成26年度)	16,134	214	円	(1.15%)

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

平均工賃月額は、事業所へのアドバイザー派遣や営業力向上研修、福祉施設地域リーダー育成事業、共同受注事務所の設置などの取組の結果、目標を達成しました。しかしながら、全国的には本県より3,000円以上も高い工賃月額のところもあることから今後も引き続き共同受注の取組や優先調達推進等継続して行っていく必要があります。

ウ 障がいのある子どもと親へのライフステージを通じた支援

⑧ 発達相談支援につながった未就学児数

【数値目標及び実績】 達成率 89.0%

発達相談支援につながった未就学児数(平成22年度)	134	人	
【目標】発達相談支援につながった未就学児数(平成26年度)	500	人	(3.73倍)
【実績】発達相談支援につながった未就学児数(平成26年度)	445	人	(3.32倍)

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

発達相談支援につながった未就学児数は、目標の500人に対して445人と未達成となりました。これは、1歳6か月児健診、3歳児健診等の法定健診に加えて5歳児健診等を行う場合、発達障がいの診断ができる専門医や、同時に行う保健相談、心理相談、教育相談等のスタッフの確保が容易でないため、一部、十分な体制整備ができないことが主な原因と考えられます。

今後、現在実施されている1歳6か月児健診、3歳児健診等の法定健診の精度向上、活用を図りながら、早期に障がいに気

⑨ 放課後等デイサービス事業所数

【数値目標及び実績】 達成率 127.1%

児童デイサービス事業所数(平成22年度)	18	か所	
【目標】放課後等デイサービス事業所数(平成26年度)	48	か所	(2.67倍)
【実績】放課後等デイサービス事業所数(平成26年度)	61	か所	(3.39倍)

【達成及び未達成の原因分析と今後の対応】

放課後等デイサービス事業所数は、目標を大きく上回りましたが、事業所の多くが大分市及び別府市に集中し、事業所が1か所もない市町村もある状況です。

今後は新設の事業所の専門性を底上げしていくことや事業所の偏在を解消する必要があります。

エ 障がい福祉サービス量の実績

種類		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問系サービス		実績				見込量			
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	時間	45,504	50,029	47,912	52,090	56,715	60,057	62,603	
	人分	1,826	2,046	2,046	2,089	2,281	2,388	2,497	
日中活動系サービス		実績				見込量			
生活介護	人日分	28,022	50,435	49,829	54,584	53,985	54,924	56,056	
	人分	1,453	2,504	2,503	2,666	2,679	2,730	2,790	
自立訓練(機能訓練)	人日分	1,023	933	739	907	941	1,034	1,085	
	人分	51	46	41	46	52	57	60	
自立訓練(生活訓練)	人日分	2,601	4,166	4,767	4,097	4,904	5,133	5,311	
	人分	190	255	289	256	308	323	333	
就労移行支援	人日分	4,722	6,050	6,094	7,666	7,824	8,395	9,032	
	人分	257	334	345	450	442	483	528	
就労継続支援(A型)	人日分	8,921	10,128	12,293	16,372	16,509	17,927	19,451	
	人分	449	517	625	812	830	901	978	
就労継続支援(B型)	人日分	41,249	48,206	50,550	56,581	55,600	57,219	59,088	
	人分	2,340	2,756	2,915	3,103	3,183	3,276	3,389	
療養介護	人分	64	356	335	334	357	364	371	
短期入所(福祉型)	人日分	1,796	1,926	1,664	1,945	1,954	2,095	2,275	
	人分	238	256	230	289	257	274	275	
短期入所(医療型)	人日分	-	-	213	226	295	308	331	
	人分	-	-	42	44	58	61	66	
居住系サービス		実績				見込量			
共同生活援助	人分	891	1,055	1,183	1,314	1,375	1,462	1,542	
施設入所支援	人分	1090	1,979	1,973	2,015	1,956	1,929	1,899	
旧体系サービス		実績				見込量			
日中活動系	旧入所サービス分	人日分	26,672	-	-	-	-	-	-
		人分	965	-	-	-	-	-	-
	旧通所サービス分	人日分	2,841	-	-	-	-	-	-
		人分	150	-	-	-	-	-	-
(計)	人日分	29,513	-	-	-	-	-	-	
	人分	1,115	-	-	-	-	-	-	
居住系	旧入所サービス分	人日分	-	-	-	-	-	-	
		人分	1008	-	-	-	-	-	

④. 相談支援

〈計画相談支援支援利用見込み人数〉

(人)

圏域	24年度見込	24年度実績	25年度見込	25年度実績	26年度見込	26年度実績
東 部	274	60	326	92	379	305
中 部	570	198	796	362	1,129	570
南 部	28	8	58	52	124	92
豊 肥	17	1	40	54	78	66
西 部	153	8	160	13	173	45
北 部	135	19	185	94	267	244
計	1,177	294	1,565	667	2,150	1,322

〈地域移行支援利用見込み人数〉

(人)

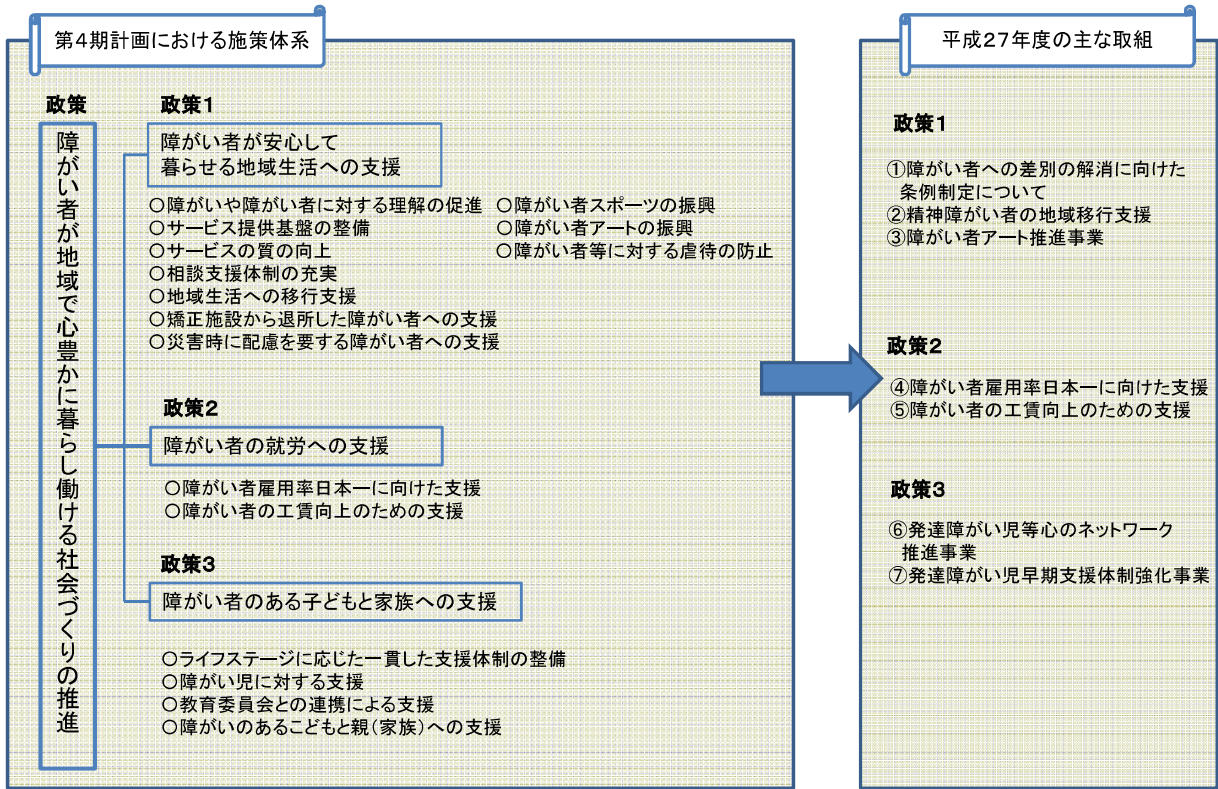
圏域	24年度見込	24年度実績	25年度見込	25年度実績	26年度見込	26年度実績
東 部	21	1	15	0	10	1
中 部	49	0	33	1	21	2
南 部	5	0	5	1	4	0
豊 肥	4	0	3	4	3	0
西 部	10	0	9	0	9	0
北 部	10	2	7	1	6	1
計	99	3	72	7	53	4

〈地域定着支援利用見込み人数〉

(人)

圏域	24年度見込	24年度実績	25年度見込	25年度実績	26年度見込	26年度実績
東 部	5	2	7	2	8	6
中 部	7	3	12	3	16	5
南 部	1	0	2	0	2	0
豊 肥	1	0	1	0	2	0
西 部	11	0	13	0	14	0
北 部	12	1	13	1	17	1
計	37	6	48	6	59	12

大分県障がい福祉計画(第4期)の取組について



①障がい者への差別の解消に向けた条例制定について

1 国内の動き

障害者権利条約 H26.1.20批准 141番目
 ・障がいを理由とする差別の禁止
 ・合理的配慮の確保

国内法の整備

- ① 障害者基本法の改正(平成23年8月施行)
第4条「何人も障害を理由に差別してはならない」
 - ② 障害者総合支援法の施行(平成25年4月施行)
障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援
 - ③ 障害者差別解消法の成立(平成25年6月)
- 平成28年4月1日施行**

障害者差別解消法における差別とは	
①不当な差別的取扱い 障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。	②合理的配慮の不提供 障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、それを除去するために必要で合理的な配慮をしないこと。



2 これまでの経緯と今後の予定

平成25年12月	平成25年第4回定例会につくる会が「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を県議会へ提出 ●請願者：徳田 靖之 氏（つくる会共同代表） ●2万人以上の署名とあわせて請願を提出。継続審査となる。
平成26年3月	平成26年第1回定例会において「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を全会一致で採択 ●採択に際しての委員長報告 条例(案)は執行部において作成すること 関係団体等との十分な協議や検討はもちろん広く公平な意見聴取を行うこと
平成26年5月	障がい者団体等に対する聞き取り及びアンケート調査の実施 ●5月30日から7月31日の間、56の障がい者団体等に対しアンケート調査を実施。 庁内連絡会議の設置(以降8月、2月の計3回開催) ●庁内各部署からの幅広い意見聴取と、情報共有を目的とする。
平成26年11月～12月	県政モニターからの意見聴取 ●テーマ「障がい者の差別解消を図るための条例について」 ●対象者数165人(回答者111人 回答率67.3%)
平成26年12月～平成27年10月	条例検討協議会の開催(第1回～第4回) ●障がい者団体、経済団体の代表者等を含む16委員で構成。つくる会も参加。
今後の予定	パブリックコメントの募集 平成27年第4回定例会へ上程

3 大分県障がい者の差別解消を図るための条例検討協議会委員

No.	区分	団体名
1	学識 経験者	社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長
2		大分大学教育福祉科学部 教授
3	障がい者 関係 団体	大分県自閉症協会 会長
4		一般社団法人分県身体障害者福祉協会 会長
5		公益社団法人分県精神保健福祉会 会長
6		社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 理事
7		公益社団法人分県手をつなぐ育成会 理事長
8		社会福祉法人大分県盲人協会 会長
9		だれもが安心して暮らせる大分県条例をつくる会 共同代表
10		一般社団法人分県医師会 副会長
11	その 他の 団体	大分県経営者協会 専務理事
12		一般財団法人分県私学協会 理事長
13		大分県商工会議所連合会 専務理事
14		一般社団法人分県宅地建物取引業協会 会長
15		一般社団法人分県バス協会 専務理事
16		株式会社大分放送 報道制作局長

4 各関係者等からの意見

条例検討協議会での意見

障がい者関係

- ①当事者や家族、障がいのある子どもの母親がすごく辛い思いをしている生の声を前文に記載してほしい。
- ②これまで女性である前に障がい者として扱われていた。性、恋愛、結婚、出産、子育てについても条例に記載してほしい。
- ③合理的配慮はやろうとすると予算がかかりキリがない。県民みんなに賛成されるよう、障がい者のニーズを反映しつつ、過重な負担にならないように。
- ④逆差別との意見もある。何もかもではなく、大きな括りにして、具体的なことは書かない方がよい。
- ⑤さまざまな支援を活用しながら、自分らしく、人間らしく生きていくという自立概念を基本理念に。

経済界等

- ①差別の詳細は法律に委ね、条例では理念を唱えればよい。
- ②合理的配慮の内容は差別解消法に準じ、行政は義務、民間は努力義務にしては。
- ③住居の賃貸は貸し主よりも近隣住民の理解が得られない場合が多いので、県民理解の促進が必要。
- ④合理的配慮での、合理的、正当な理由とは何か、明確な指針(ガイドライン)を示し

1. アンケート調査

- ①「親亡き後」に当事者が自立できる環境が大事。
- ②差別解消法では民間の「合理的配慮」は努力義務になっているので、県が条例で啓発すべき。
- ③「障がい者の権利擁護」を過度に主張するのは避けるべき。

2. 県政モニター

- ①「あなたは、現在の社会において障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別があると思いますか。」
あると思う 56% 少しはあると思う 35% ないと思う 7%
- ②「あなたは、障がいを理由とした差別の解消に向けた条例を制定することについてどう思いますか。」
賛同する 62% どちらかといえば賛同する 30% 賛同しない 2%

②精神障がい者の地域移行・地域定着の取組

1 地域移行・地域定着の体制整備

(1) 地域移行専門部会、地域移行ワーキングの開催(障害福祉課)

広域的な地域移行・地域定着に関する現状、課題を整理し、取組について検討を行う。

(2) 地域移行支援協議会の開催(保健所)

地域の地域移行・地域定着の現状、課題を整理し、支援体制の構築並びに人材の育成等について検討を行うとともに、地域の取組の進捗管理、評価を行う。

(3) 地域移行専門員の配置(障害福祉課)

医療機関に向向いて入院患者等の状況把握を行い、退院支援に向けて医療機関と地域の支援者のマッチング等を行う人材を配置。

2 人材育成

(1) 精神障がい者の地域移行・地域定着研修(障害福祉課)

① 地域移行リーダーの育成

各地域の中核を担う人材、医療機関の職員、市町村職員、介護支援専門員等を対象とした研修

(県内で精神障がい者の地域移行・地域定着に携わる関係者が集い、各圏域や病院の取組に関する実践報告及び情報交換)

② 精神科病院職員向け研修

・精神科病院において、職員を対象にした地域移行の必要性及び地域との具体的な連携方法等に関する研修

・精神科病院に属する各職種の集まりにあわせて研修会を開催

(2) 地域移行・地域定着実務者研修(保健所)

地域移行・地域定着を支援する実務者(相談支援専門員、医療従事者、訪問看護師等)向け研修

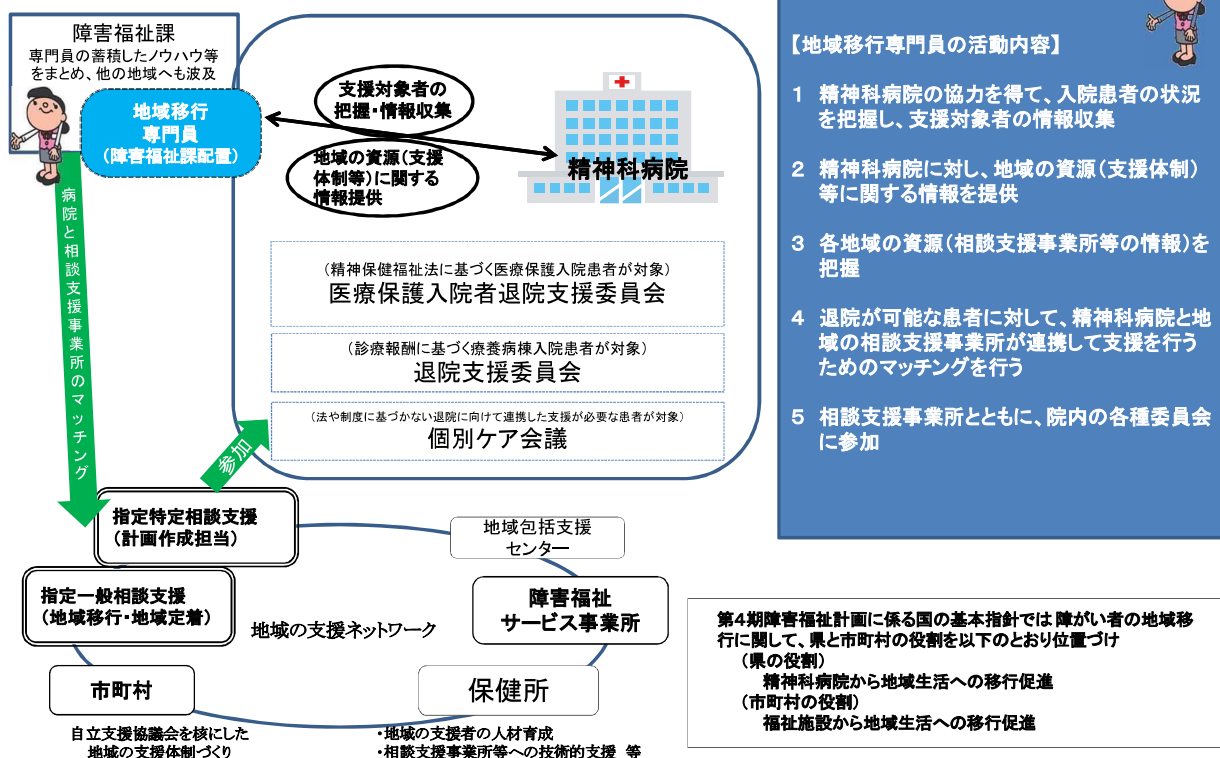
3 入院患者の実態把握等

(1) 630調査分析及び還元(障害福祉課)

(2) 精神科病院実地指導調査、病状実地審査を活用した状況把握(障害福祉課)

地域移行専門員の活動

障害福祉課に「地域移行専門員」を1名配置し、主に精神科病院に出向いて活動を行う



第4期障害福祉計画に係る国の基本指針では障がい者の地域移行に関して、県と市町村の役割を以下のとおり位置づけ

（県の役割）
精神科病院から地域生活への移行促進

（市町村の役割）
福祉施設から地域生活への移行促進

③障がい者アート推進事業

目的

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者の総合美術展である「ときめき作品展」を拡充するとともに、その成果等を踏まえながら、今後の障がい者アートの展開を検討する。

概要

①ときめき作品展（委託先：大分県障害者社会参加推進センター）※平成26年度までは補助金

ア 一般展 ・会場：iichiko 総合文化センター アトリウムプラザ
・期日：平成27年11月26日～29日
・内容：県内の障がい者が制作した絵画、陶芸、書道、写真などの作品展（毎年度300点を越える出展あり）

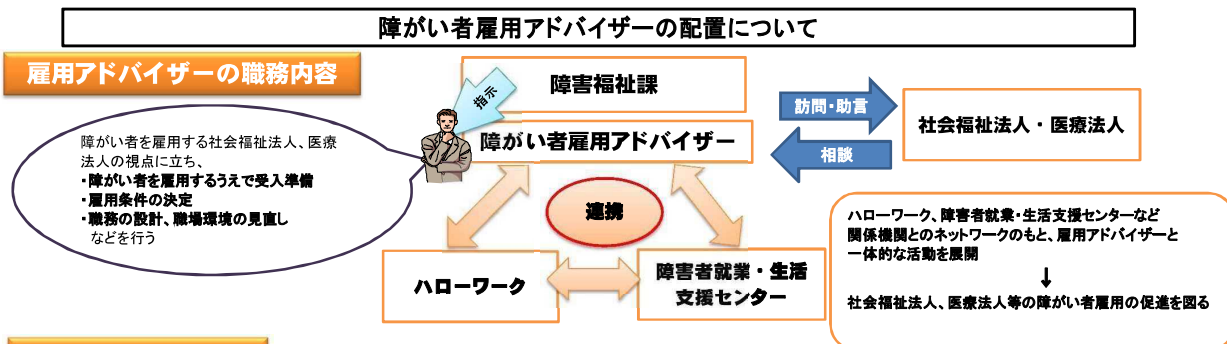
イ 特別展 ・会場：大分県立美術館 展示室A（新規）
・期日：平成28年1月頃（1週間程度）

②大分県障がい者芸術活動支援懇談会

○目的：見る者等に感動を与える障がい者芸術活動は障がい者の自立や社会参加を後押しする大きな可能性を持つことから具体的な支援策について、芸術に関して、見識を有する幅広い分野の関係者から意見を聞きとり、今後の大分県としての障がい者芸術の支援のあり方について検討すること。

○検討事項：1 大分県障がい者芸術活動支援指針（仮称）の作成について
（1）障がい者芸術活動の意義
（2）障がい者芸術活動への支援の方向性
（3）具体的な支援のあり方
2 H28年度の障がい者芸術活動に関する新規事業について
3 ときめき作品展特別展（H27新規事業）について
4 全国障害者芸術・文化祭開催について

④障がい者雇用率日本一に向けた取組



対象法人

医療、福祉分野における障がい者雇用対象法人
(従業員数50人以上規模)の内訳

総数	雇用率2%未満の法人		雇用率2~3%	
	雇用者なし	雇用者あり	従業員数100人以上	
218	45 (※1)	96 (※2)	25 (※3)	

◆区分ごとの働きかけ内容

※1 優先的に訪問し障がい者雇用を強く依頼する45法人
→ 最重点に働きかける
障がい者雇用に対する認識が低い可能性がある。
①まず障害福祉課員が訪問し、意識を高める。
②その後雇用アドバイザーが具体的な助言を行う。

※2 障がい者の追加雇用を依頼する96法人
→ 知的・精神障がい者の雇用を重点的に働きかける
障がい者は雇用していることから、一定の理解は進んでいる。
雇用率2%を超過するための助言を雇用アドバイザーが実施。
最初の働きかけは障害福祉課職員が行う。
なお、雇用については、特に知的・精神障がい者を中心に働きかける。

※3 さらに障がい者の追加雇用を依頼する25法人
→ 追加の障がい者雇用を働きかける
障がい者雇用に対する理解は高いが、社会福祉法人、医療法人の社会的貢献として追加の雇用を障害福祉課職員が働きかける。

アドバイザーの配置について

アドバイザー配置数
障がい者雇用を働きかける法人数については、地域的な偏在があり、大分市を含む中部圏域に集中しているが、アドバイザーを広域的に運用することにより以下のとおり配置する。

配置数：3名
1名 → 大分プラザ (社福)博愛会 (中部圏域(由布市を除く)、豊肥圏域)
1名 → たいよう (社福)太陽の家 (東部圏域、由布市)
1名 → じゃんぶ (社福)大分県社会福祉事業団(南部圏域、西部圏域、北部圏域)

障がい福祉圏域ごとの対象法人数

障がい福祉圏域	雇用率2%未満の法人		雇用率2~3%	合計
	雇用者なし	雇用者あり	従業員数100人以上	
東部圏域	7	15	4	※26
中部圏域	19	40	14	※73
南部圏域	3	5	2	10
豊肥圏域	1	7	1	9
西部圏域	8	11	1	20
北部圏域	7	18	3	※28

民間企業等における障害者実雇用率の推移

全国		障がい者人数				障害者実雇用率			
法定常用労働者数	障がい者人数	身体人数	知的人数	精神人数	障害者実雇用率	身体雇用率	知的雇用率	精神雇用率	
19年	19,504,649.0	302,716.0	251,165.0	47,818.0	3,733.0	1.55%	1.29%	0.25%	0.02%
20年	20,499,012.0	326,503.0	266,943.0	53,563.0	5,997.0	1.59%	1.30%	0.26%	0.03%
21年	20,441,198.0	332,811.5	268,266.0	56,835.0	7,710.5	1.63%	1.31%	0.28%	0.04%
22年	20,356,456.0	342,973.5	271,795.0	61,237.0	9,941.5	1.68%	1.34%	0.30%	0.05%
23年	22,260,915.5	366,199.0	284,428.0	68,747.0	13,024.0	1.65%	1.28%	0.31%	0.06%
24年	22,577,527.0	382,363.5	291,013.5	74,743.0	16,607.0	1.69%	1.29%	0.33%	0.07%
25年	23,213,401.0	408,947.5	303,798.5	82,930.5	22,218.5	1.76%	1.31%	0.36%	0.10%
26年	23,650,463.5	431,225.5	313,314.5	90,203.0	27,708.0	1.82%	1.32%	0.38%	0.12%

大分県		障がい者人数				障害者実雇用率							
法定常用労働者数	障がい者人数	身体人数	知的人数	精神人数	障害者実雇用率	全国順位	身体雇用率	全国順位	知的雇用率	全国順位	精神雇用率	全国順位	
19年	91,565.0	1,974.0	1,675.0	287.0	12.0	2.16%	2位	1.83%	1位	0.31%	26位	0.01%	39位
20年	93,396.0	2,052.5	1,719.0	298.0	35.5	2.20%	2位	1.84%	1位	0.32%	27位	0.04%	11位
21年	93,326.0	2,005.5	1,640.0	328.0	37.5	2.15%	3位	1.76%	1位	0.35%	24位	0.04%	18位
22年	95,519.0	2,066.0	1,681.0	335.0	50.0	2.16%	4位	1.76%	1位	0.35%	26位	0.05%	17位
23年	111,542.5	2,235.5	1,837.5	327.5	70.5	2.00%	6位	1.65%	1位	0.29%	40位	0.06%	17位
24年	113,934.5	2,387.0	1,879.0	422.5	85.5	2.10%	5位	1.65%	1位	0.37%	30位	0.08%	19位
25年	118,649.5	2,551.0	1,981.5	447.5	122.0	2.15%	5位	1.67%	1位	0.38%	33位	0.10%	16位
26年	120,402.5	2,745.0	2,046.0	561.5	137.5	2.28%	2位	1.70%	1位	0.47%	26位	0.11%	22位

⑤障がい者の工賃向上のための取組

障がい者工賃向上計画推進事業の実績と平成27年度の取組について

大分県の現状

◆就労継続支援B型事業所の推移（各年度4.1現在）

	H23	H24	H25	H26
事業所数	79	109	116	131
増減		30	7	15
定員数	1,705	2,443	2,562	2,786
増減		738	119	224

◆B型事業所平均工賃（月額）の推移

H20	13,607円	平均月額分布	事業所	
H21	13,476円		30,000～	11
H22	14,059円		20,000～29,999	16
H23	14,462円		15,000～19,999	24
H24	15,765円		10,000～14,999	35
H25	15,869円		0～9,999	42

◆工賃+障害基礎年金の標準所得月額

工賃	障害基礎年金	月取計	
15,869円	(2級)	64,400円	80,269円

(試算:生活保護を基準とした最低限生活に必要な額) 乖離
生保(73,880)+家賃(GH)-家賃助成= 83,880円

長期計画上の位置づけ

障がい者工賃向上計画の取組

◆「大分県工賃向上計画」における目標工賃

	H24	H25	H26
月額	14,619円	14,899円	15,179円
時給	184円	187円	191円

(注) 大分県長期総合計画と同じ目標

◆工賃向上計画における取組内容

- 共同受注組織の育成・強化
- 官公需の拡大
- 民間企業からの発注機会の拡大
- 個別事業所の能力向上
- 事業所職員の意識改革

平成25、26年度の施策

◆共同受注体制の整備

- 共同受注体制確立事業(H25.10.1～)
 - ・(社福)太陽の家に委託
 - ・企業、官公庁への営業活動等
- 共同受注コーディネーター配置事業
 - ・コーディネーター3名を課内配置し直営
 - ・JA等からの農作業依頼をマッチング
- 福祉施設地域リーダー育成事業
 - ・地域内事業所間ネットワークの構築

◆個別事業所の能力向上

- アドバイザー等派遣事業
 - ・専門家派遣による技術、経営面の向上
- 営業力向上研修
 - ・販売能力向上のための研修会を開催

◆障がい者工賃向上委員会の設置

成果

平成25、26年度実績・見込

◆共同受注体制の整備

- 共同受注体制確立事業 (単位:千円)

	金額	主な内容
H25実績	2,772	優先調達(県庁異動名刺印刷)等
H26見込	5,965	優先調達(右欄以外)、内職系作業
伸び率	215%	

- 共同受注コーディネーター配置事業

	金額	主な内容
H25実績	8,755	JA等からの農作業(施設外就労)
H26見込	11,230	"
伸び率	128%	

◆個別事業所の能力向上

- アドバイザー等派遣事業

	派遣事業所	うち工賃向上事業所
H25	14	11(79%)
H26	13(予定)	—

平成27年度の取組

◆共同受注体制の整備

- 共同受注体制確立事業(国庫1/2)

<主な事業内容>

運営体制の確立にむけた支援を継続

- ・共同受注事務局-作業別部会-地域別部会を立ち上げ。
- ・部会毎にニーズ調査、商品開発、サービス均質化研修等実施。
- ・共同受注事務局は、部会が機能するまで、営業、契約事務等のサポートを行う。
- ・事務局の機能を3年をめどに、順次部会に移行。
- ・事務局体制の推移
 - 4人(H27) 事務担当、研修担当
 - 営業担当、農業共同受注担当
 - ↓
 - 3人(H28) → 2人(H29) →
 - 1人(H30人) → 自主的運営へ

◆個別事業所の能力向上

- アドバイザー派遣事業(国庫1/2)

<主な事業内容>

専門家派遣による技術、経営面の向上

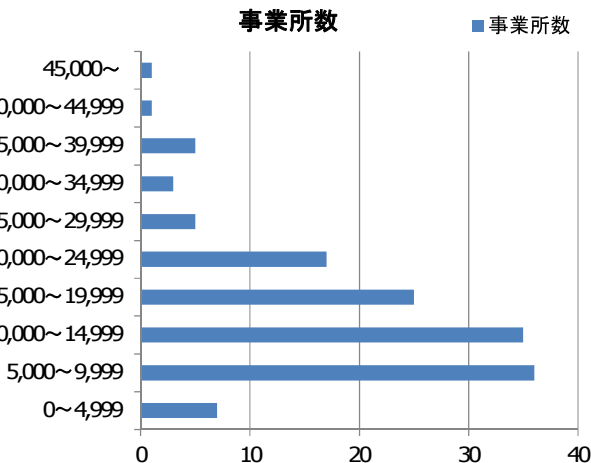
●障がい者工賃向上委員会の設置(国1/2)

平均工賃実績(月額)の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
大分県月額 (対20年度比)	13,607円	13,476円 (99.0%)	14,059円 (103.3%)	14,462円 (106.3%)	15,765円 (115.9%)	15,869円 (116.6%)	16,134円 (118.6%)
全国平均 (対20年度比)	12,587円	12,695円 (100.9%)	13,079円 (103.9%)	13,586円 (107.9%)	14,190円 (112.7%)	14,437円 (114.7%)	集計中
全国順位	14位	17位	16位	17位	12位	12位	集計中

(参考)平成26年度平均工賃月額状況

平均工賃月額(円)	事業所数
45,000 ~	1
40,000 ~ 44,999	1
35,000 ~ 39,999	5
30,000 ~ 34,999	3
25,000 ~ 29,999	5
20,000 ~ 24,999	17
15,000 ~ 19,999	25
10,000 ~ 14,999	35
5,000 ~ 9,999	36
0 ~ 4,999	7
合計	135



議題 3

障害者差別解消法の施行について

障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備

障害者権利条約

【経緯】

- 平成18年12月 国連総会にて採択。
- 平成19年 9月 日本が署名(批准はしていない)。
- 平成20年 5月 20カ国が批准し、条約発効。

【内容】

- ・締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。
- ・締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

国内法の整備

1

障害者基本法の改正(平成23年8月施行)

- ・第4条 「何人も障害者に対して障害を理由に差別やその他の権利利益を侵害してはならない」旨を明示。

2

障害者総合支援法の施行(平成25年4月施行)

- ・共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

3

障害者差別解消推進法の成立(平成25年6月)

- ・改正障害者基本法第4条を具体化した法案の位置づけ(平成28年4月1日施行)

平成26年1月20日条約批准(141番目)、同年2月19日効力発生

1

障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)とは

※条約とは、国家間の合意で法的拘束力を持つもの

- 前文及び50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締結国に対して求めている。
- 平成18年12月に国連総会で採択、20年5月に発効。
- 日本は平成19年9月に署名し、障害者基本法などの国内法令を整備。26年に批准して141番目の締結国となった。

主な内容: 締結国は...

- **一般的義務(第4条)**
障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現する。
- **平等及び無差別(第5条)**
障害に基づくあらゆる差別を禁止し、合理的配慮が提供されることを確保するため適当な措置をとる。
- **意識の向上(第8条)**
社会全体の意識を向上させ、障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成するための措置をとる。
- **自立した生活及び地域社会への包容(第19条)**
障害者が地域社会で生活する平等の権利を完全に享受し、地域社会に包容され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。
- **教育(第24条)**
教育についての障害者の権利を認め、あらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。
他に、施設及びサービス等の利用の容易さ(第9条)、家庭及び家族の尊重(第23条)、労働及び雇用(第27条)など。

※**障害に基づく差別**とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限。合理的配慮の否定も含む。

※**合理的配慮**とは、障害者の権利確保のために必要かつ適当な変更や調整であって、均衡を失したり過度の負担を課さないもの。
(スロープの設置等)

2

障害者差別解消法制定の背景と目的

■ 名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

■ 法制定の背景

- ・ 障害者権利条約の批准に向けた国内関連法整備の一環として制定。
- ・ 平成23年の障害者基本法の改正で、基本原則として新たに規定された「差別の禁止」を具体化した法律。
- ・ 平成25年6月成立及び公布。（☞施行は平成28年4月1日）

■ 目的（第1条）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

☞ 障害者基本法との関係

障害者基本法第4条に規定された差別の禁止の基本原則を具体化するものであって差別の禁止に関する具体的な規定をガイドライン方式で示している

☞ 障害者基本法との関係

地方公共団体の条例を拘束するものではなく地域の実情に即して、上乘せ・横出して条例制定することを妨げない

3

定義（第2条） その1

■ 「障害者」

- ・ 障害者基本法における「障害者」の定義と同じく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- ・ 障害者権利条約の社会モデルの考えを踏まえ、必ずしも障害者手帳の所持を要件とはしない広い範囲を対象。

☞ 障害「者」の中には「障害児」も含まれる。

☞ 難病等に起因する障がいも含まれる。

☞ 「社会モデル」…障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）と相対することによって生ずるものという考え方。

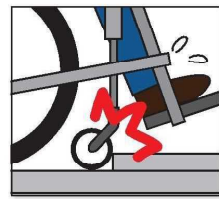
4

定義(第2条) その2

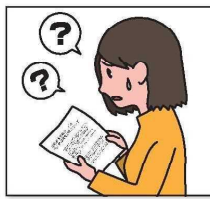
■ 「社会的障壁」

・障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる一切のものを指す。

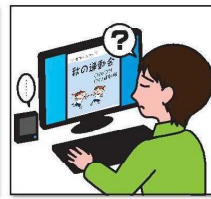
- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制 度（利用しにくい制度など）
- ③慣 行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観 念（障がいのある方への偏見など）



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

5

定義(第2条) その3

■ 「行政機関等」

・国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

☞行政機関等には国公立の学校や国公立の福祉施設等も含まれる。

■ 「事業者」

・商業その他の事業を行う者。目的の営利・非営利、個人、法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する者が広く含まれる。（個人事業者やボランティア事業のような対価を得ない無報酬の事業、社会福祉法人や学校法人、NPO団体も対象となる。）

☞事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は本法の対象外。
（啓発を通じて対応する）

※対象分野

・日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。
なお、雇用分野における障害者差別解消の措置については、障害者雇用促進法の定めるところによる。

6

障害を理由とする差別の禁止(第7条、第8条)

■ 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止 (第7条)

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

■ 事業者における障害を理由とする差別の禁止 (第8条)

- 事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

7

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

基本方針と職員対応要領・対応指針

基本方針	職員対応要領	対応指針(ガイドライン)
<p>障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、政府において施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方を示す(閣議決定)</p> <p>【内容】</p> <p>①障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</p> <p>②行政機関等が講ずべき障がいを理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>③事業者が講ずべき障がいを理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>④その他障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p>	<p>国や地方公共団体等が作成し、障がいを理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す</p>	<p>主務大臣が作成し、障がいを理由とする差別の禁止に関して事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す</p>

8

～障害を理由とする差別の禁止～その1

■ 不当な差別的取扱い

- ・ 障がい者に対し、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障がい者の権利利益の侵害を禁止する。



車いすの利用を理由に飲食店の入店を断られた。



障がいがあることを理由にスポーツクラブの入会を断られた。

☞ 障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

- (例) ・ 障がい者を優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
- ・ 合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い
 - ・ 合理的配慮の提供等に必要範囲内で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認すること。

9

～障害を理由とする差別の禁止～その2

■ 合理的配慮の不提供

- ・ 行政機関及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、
 - ① 「個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」に、
 - ② 「その実施に伴う負担が過重でないとき」は、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。
- ・ 合理的配慮は、障がいの特性や具体的な場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであり、さらに、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうるものである。
- ・ 過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。
 - ▶ 事務・事業への影響の程度
 - ▶ 実現可能性の程度
 - ▶ 費用・負担の程度
 - ▶ 事務・事業規模
 - ▶ 財政・財務状況

10

合理的配慮の具体的事例

■ **具体的な事例** ※今後各大臣が事例を取りまとめ対応指針として提示

- ▶ **車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの“物理的環境への配慮”**
筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなどの“意思疎通の配慮”
- ▶ **障がいの特性に応じた休憩時間の調整などの“ルール・慣行の柔軟な変更”**

※合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供することとなっている。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等は、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる。

11

改正障害者雇用促進法に基づく「合理的配慮指針」（H27.3.25 厚生労働省告示第117号）合理的配慮の事例

共通事項

- 業務指導や相談に関し担当者を決めること。
- 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。
- 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。
- 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障がいの内容や必要な配慮等を説明すること。

1 視覚障がい

- 募集内容について、音声等で提供すること。
- 採用試験について、点字や音声等による実施や、試験時間の延長を行うこと。
- 拡大文字、音声ソフト等の活用により業務が遂行できるようにすること。
- 職場内の机等の配置、危険箇所を事前に確認すること。

2 聴覚障がい

- 面接を筆談等により行うこと。
- 業務指示・連絡に際して、筆談やメール等を利用すること。
- 危険箇所や危険の発生等を視覚で確認できるようにすること。

3 肢体不自由

- 面接の際にできるだけ移動が少なく済むようにすること。
- 移動の支障となる物を通路に置かない、机の配置や打合せ場所を工夫して職場内での移動の負担を軽減すること。
- 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。
- スロープ、手すり等を設置すること。
- 体温調節しやすい服装の着用を認めること。

4 精神障がい

- 業務の優先順位や目標を明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順をわかりやすく示したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。
- できるだけ静かな場所で休憩できるようにすること。
- 本人の状況を見ながら業務量等を調整すること。

5 知的障がい

- 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。
- 図等を活用した業務マニュアルを作成し、業務指示は内容を明確に一つずつ行う等作業手順をわかりやすく示すこと。

6 発達障がい

- 面接・採用試験について文字によるやりとりや試験時間の延長等を行うこと。
- 業務指示やスケジュールを明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順について図等を活用したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。
- 感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行うこと。

12

障害者差別解消支援地域協議会 ～相談・紛争解決対応～

○趣旨（法第17条）

・障がい者にとって身近な地域において、様々な機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる。協議会については、障がい者及びその家族の参画に配慮し組織することが望ましいとなっている。

○期待される役割

・適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等。

・協議会を通じて、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし（相談のたらいまわし）」などが生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上が図られることが期待できる。

※ただし、各地方公共団体では任意設置となっている。

13

法の施行に向けた今後のスケジュール

【平成26年度】

○基本方針の策定（閣議決定）H27.2.24策定

【平成27年度】

○職員対応要領策定（地方公共団体においても順次策定）

○各主務大臣において、対応指針（ガイドライン）策定

・不当な差別的取扱い行為の具体例

・合理的配慮として想定される好事例 等を提示

○国民に対し法の趣旨、取組内容等について周知を図る

○都道府県単位等で差別解消支援地域協議会の設置準備



平成28年4月1日施行へ

14

障がい者への差別の解消に向けた条例制定に関するこれまでの経緯

平成25年12月	平成25年第4回定例会につくる会が「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を県議会へ提出 ●請願者：徳田 靖之氏（つくる会共同代表） ●2万人以上の署名とあわせて請願を提出。継続審査となる。	※参考 全国の条例制定状況 制定済 11 県（うち九州 4 県） <table border="1"> <tr><td>千葉県</td><td>H18年10月</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>H21年3月</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>H22年12月</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>H23年7月</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>H25年5月</td></tr> <tr><td>沖縄県</td><td>H25年10月</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>H26年3月</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>H26年3月</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>H26年3月</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>H26年12月</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>H27年3月</td></tr> </table>	千葉県	H18年10月	北海道	H21年3月	岩手県	H22年12月	熊本県	H23年7月	長崎県	H25年5月	沖縄県	H25年10月	京都府	H26年3月	茨城県	H26年3月	鹿児島県	H26年3月	富山県	H26年12月	奈良県	H27年3月
千葉県	H18年10月																							
北海道	H21年3月																							
岩手県	H22年12月																							
熊本県	H23年7月																							
長崎県	H25年5月																							
沖縄県	H25年10月																							
京都府	H26年3月																							
茨城県	H26年3月																							
鹿児島県	H26年3月																							
富山県	H26年12月																							
奈良県	H27年3月																							
平成26年3月	平成26年第1回定例会において「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を全会一致で採択 ●採択に際しての委員長報告 条例(案)は執行部において作成すること 関係団体等との十分な協議や検討はもろろ広く公平な意見聴取を行うこと																							
平成26年5月	障がい者団体等に対する聞き取り及びアンケート調査の実施 ●5月30日から7月31日の間、56の障がい者団体等に対しアンケート調査を実施。 庁内連絡会議の設置（以降8月、2月の計3回開催） ●庁内各部署からの幅広い意見聴取と、情報共有を目的とする。																							
平成26年11月 ～12月	県政モニターからの意見聴取 ●テーマ「障がい者の差別解消を図るための条例について」 ●対象者数165人（回答者111人 回答率67.3%）																							
平成26年12月 ～平成27年7月	条例検討協議会の開催（第1回～第3回） ●障がい者団体、経済団体の代表者等を含む16委員で構成。つくる会も参加。																							

15

1. 障がい者関係

- ①当事者や家族、障がいのある子どもの母親がすごく辛い思いをしている生の声を前文に記載してほしい。
- ②これまで女性である前に障がい者として扱われていた。性、恋愛、結婚、出産、子育てについても条例に記載してほしい。
- ③合理的配慮はやろうとすると予算がかかりキリがない。県民みんなに賛成されるよう、障がい者のニーズを反映しつつ、過重な負担にならないように。

2. 経済界等

- ①差別の詳細は法律に委ね、条例では理念を唱えればよい。
- ②合理的配慮の内容は差別解消法に準じ、行政は義務、民間は努力義務規定にしては。
- ③明確な指針(ガイドライン)を示してもらわないと経済活動、営業活動に影響が出る。

3. アンケート調査

- ①「親亡き後」に当事者が自立できる環境が大事。
- ②差別解消法では民間の「合理的配慮」は努力義務なので、県が条例で啓発すべき。

4. 県政モニター

- ①「あなたは、現在の社会において障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別があると思いますか。」
あると思う 56% 少しはあると思う 35% ないと思う 7%
- ②「あなたは、障がいを理由とした差別の解消に向けた条例を制定することについてどう思いますか。」
賛同する 62% どちらかといえば賛同する 30% 賛同しない 2%

16

障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について【条例素案の概要】

1 前文	
○全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することにより、誰もが安心していきいきと心豊かに暮らすことができる大分県づくりに資するため、条例を制定する。	
2 総則	4 障がいを理由とする差別の解消等を推進するための施策
(目的) ○障がい者に対する理解を深め、県及び県民の責務を明らかにし、障がいのある人もない人も相互に尊重し合いながら共生する社会を実現すること。	(相談体制) ○障がいを理由とする差別、権利利益侵害行為に関する相談を受ける体制を整備する。
(定義) ①障がい者 ②社会的障壁	(連携及び協力) ○専門相談員と市町村が設置する身体、知的相談員との連携協力。
(基本原則) ① 障がい者は、社会の構成員としてあらゆる活動に参加する機会が確保される。 ② 障がい者は、どこで誰と生活するか選択でき、地域社会での共生を妨げられない。 ③ 障がい者は、意思疎通、情報取得手段の選択機会の確保、拡大が図られる。 ④ 障がいを理由とする差別解消施策は性別、年齢、障がいの状態等に応じて実施される。 ⑤ 障がいを理由とする差別の解消等は全ての県民が取り組むべき課題である。	(大分県障がいを理由とする差別の解消等に関する調整委員会の設置) ○障がいを理由とする差別解消等推進施策の審議やあっせんを行う調整委員会を設置。
(県の責務) ○障がいを理由とする差別解消等の推進施策を策定、実施する。	(あっせん) ○特定相談で解決しない事案に対して、調整委員会によるあっせんの仕組み。
(県民の責務) ○障がいを理由とする差別の解消等の推進に寄与するよう努める。	(勧告) ○あっせんに従わない場合、調整委員会は知事に差別解消措置を採るよう勧告を求められることができる。
(市町村との連携) ○市町村に対して情報提供、助言その他必要な支援を行う。	(公表) ○知事は勧告に従わないときはその旨を公表することができる。
(財政上の措置) ○障がいを理由とする差別解消等の推進施策に必要な財政措置を講ずるよう努める。	(啓発活動の推進等) ○県民理解を深めるため、啓発活動、交流機会の提供。
3 障がいを理由とする差別の禁止	5 委任
(障がいを理由とした差別の禁止) ○何人も障がいを理由とする差別(合理的配慮の不提供を含む)をしてはならない。 ※障がいを理由とする差別の禁止や配慮を 8分野 について明記。 ① 福祉サービスの提供における差別の禁止 ② 医療の提供における差別の禁止 ③ 商品の販売及びサービスの提供における差別の禁止 ④ 労働及び雇用における差別の禁止 ⑤ 公共的施設及び交通機関利用における差別の禁止 ⑥ 不動産取引における差別の禁止 ⑦ 情報の提供及び受領における差別の禁止 ⑧ 教育における配慮	(規則への委任) ○規則への委任

議題 4

障がい者支援における課題

障がい者支援の課題

障がい者福祉を取り巻く状況は、次々と変わっており障がい者支援を行ううえで、各地域・分野で様々な課題があります。

各委員の皆さまからは、各地域で抱えている障がい者支援の課題や現状等についてご意見いただきたいと思えます。

課題に対する解決策や地域の取組があれば、ご教示願います。また、課題解決が難しい案件等があれば、市町村自立支援協議会をはじめとする協議会の場へ課題を提供し、地域で課題解決に取り組みます。

委員の皆さまからは、障がい者支援を行っていく際に感じている課題や、実際の取組等についてご発言をお願いいたします。

(例)

- ①障害者差別解消法の施行に向けて、地域でどのようなことに取り組んでいるか。
- ②このような合理的配慮が必要である。
- ③企業における障がい者虐待防止の取組が弱い。
- ④基幹相談支援センターや地域生活支援拠点など、相談支援体制の整備をどのように進めていくか
- ⑤各市町村によってモニタリング期間に差がある。
- ⑥サービス等利用計画の質の向上に向けての取組について

議題 5
情報提供

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し

総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を諮ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

見直しに向けた主な論点

常時介護を要する障害者等に対する支援

1. どのような人が「常時介護を要する障害者」と考えられるかについて
2. 現行のサービスでは何が不足し、どのように対応すべきかについて
3. 同サービスの利用者でも障害の状態等により支援内容に違いがあることについて

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

56

見直しに向けた主な論点

常時介護を要する障害者等に対する支援

4. 支援人材の確保や資質向上の方策・評価について
5. パーソナルアシスタンス（いわゆるダイレクトペイメントとの関係を含む）について
6. パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係について

見直しに向けた主な論点

障害者等の移動の支援

1. 個別給付系の移動支援と地域生活支援事業系の移動支援（個別支援と集団支援の役割分担を含む）の役割分担について
2. 個別給付系の移動支援に関する通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いについて

見直しに向けた主な論点

障害者の就労支援

1. 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか
2. 就労継続支援（A・B）、就労移行支援の機能や支援のあり方について
3. 就労定着に向けた支援体制について
4. 労働施策等の福祉施策以外との連携について

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

59

見直しに向けた主な論点

支援区分認定を含めた支給決定の在り方

1. 支給決定プロセスの在り方について
2. 障害支援区分の意義・必要性・役割について
3. 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映について
4. 地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方について

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

60

見直しに向けた主な論点

意思決定支援・成年後見制度の利用促進

1. 障害者に対する意思決定支援について（意思決定支援に関する各種の定義や内容、仕組み、人材育成）
2. 成年後見制度の利用支援について（制度利用にかかる費用の助成、担い手の育成・確保のあり方、意思決定支援との関係）

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

61

見直しに向けた主な論点

意思疎通支援

1. 意思疎通支援事業の内容・運営について（支援機器の活用、開発普及等について）
2. 意思疎通支援事業の財政的措置のあり方について
3. 意思疎通支援関係の人材養成について
4. 他施策との連携・役割分担について

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

62

見直しに向けた主な論点

精神障害者に対する支援の在り方

1. 病院から地域に移行するために必要なサービスについて
2. 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援のあり方について
3. 障害者総合支援法における意思決定支援と精神保健福祉法（処遇に関する意思決定・意思表示）との関係について

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

63

見直しに向けた主な論点

高齢の障害者に対する支援の在り方

1. 障害者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について
2. 介護保険給付対象者の国庫負担基準額について
3. 65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするための方策について

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

64

見直しに向けた主な論点

高齢の障害者に対する支援の在り方

4. 65歳前までに自立支援給付を受けてこなかった者が65歳以降に自立支援給付（介護保険制度で対応できない同行援護や行動援護などを含む）を受けることについて
5. 障害者総合支援法第7条における介護保険優先の原則について

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

65

見直しに向けた主な論点

高齢の障害者に対する支援の在り方

6. 心身機能が低下した高齢障害者に、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなっていることについて
7. 支援者の高齢化や死亡などの支援機能の喪失後もできるだけ地域において安心して日常生活を送るための対応について

平成27年(2015年)9月11日 平成27年度 第2回専門コース別研修会 資料

66

見直しに向けた主な論点

障害児支援

1. 家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方について
2. 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上について（障害福祉計画への位置付けを含む）

見直しに向けた主な論点

その他の障害福祉サービスの在り方等

1. 総合支援法における「障害者」の範囲について（障害者基本法の定義との関係性）
2. 既存の障害福祉サービス等の制度・運用面の見直しについて（サービス体系や報酬の支払い、給付費の負担、医療ニーズへの対応など）

見直しに向けた主な論点

その他の障害福祉サービスの在り方等

3. 財源の確保を含めた制度の持続可能性について（国の財政健全化との関係、サービスの効率化・重点化）
4. 障害福祉サービス等の利用者負担のあり方について
5. 障害福祉計画をより実効性の高いものとするための方策について